

○射撃教習を受ける資格の認定

(第 9 条の 5 第 2 項)

改正 平成 26 年 3 月 20 日 平成 29 年 3 月 22 日

平成 29 年 3 月 22 日 令和 3 年 3 月 26 日

令和 4 年 3 月 15 日 令和 6 年 7 月 14 日

審査基準

令和 6 年 7 月 14 日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第 9 条の 5 第 2 項
処分の概要	射撃教習を受ける資格の認定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 2(許可の申請)、第 5 条第 1 項第 2 号から第 18 号まで、同条第 5 項(許可の基準)、第 5 条の 2 第 1 項・第 2 項、第 4 項・第 5 項(猟銃等若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例)、第 5 条の 4 第 1 項(技能検定)、第 9 条の 5 第 2 項・第 4 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行令第 11 条 (銃砲等又は刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気)、第 13 条 (猟銃等講習会の講習課程修了者と同等以上の知識を有する者)、第 14 条 (猟銃の所持が許可される 20 歳未満の者についての推薦)、第 15 条 (人の生命又は身体を害する罪等)、第 18 条 (ライフル銃の所持が許可される射撃競技選手に係るライフル射撃競技等) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条(届出及び申請の手続)、第 9 条(申請書の様式等)、第 10 条(申請書に添付する医師の診断書)、第 11 条(申請書の添付書類) 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	30 日
申請先	住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室

別紙

[別紙参照]